

神戸女子短期大学学則

第1章 目的及び使命

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、女性生活に関する教養と技術について高等教育を施し、望ましい社会人を育成することを目的として、もって我が国の文化の進展に寄与しようとするものである。

2 教育と学術研究の成果を通じて、世界の平和と人類の福祉及び地域社会に貢献する。

3 本学の設置する各学科における教育研究上の目的については別に定める。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、前条の目的を達成し、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
総合生活学科	100人	200人
食物栄養学科	60人	120人
幼児教育学科	80人	160人

2 本学の食物栄養学科のクラス数は、1学年2クラスとする。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から原則として9月30日まで

(2) 後期 原則として10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 11月11日
- (4) 春季、夏季及び冬季休業に関しては、別に定める本学の学年暦による。

2 必要がある場合、前項の休業日を変更し、授業を行うことがある。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第7条 入学の時期は学年の初めとする。

(入学の資格)

第8条 本学に入学を許可する者は女子に限り、次の各号の一に該当し、本学の入学者選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第11条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

ない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学、転入学)

第12条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

- 3 再入学及び転入学に関して必要な事項は別に定める。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 退学に関するその他の事項は、別に定める。

(休学)

第14条 疾病その他やむを得ない事情により休学しようとする者は、所定の手続により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

- 3 休学に関するその他の事項は、別に定める。

(休学の期間)

第15条 休学の期間は、通算して1年を超えることができない。

- 2 休学の期間は、第3条第2項の在学期間に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 復学に関するその他の事項は、別に定める。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第15条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

- 2 除籍に関するその他の事項は、別に定める。

(転科)

第17条の2 学生に他の学科への転科を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に転科を許可することがある。

- 2 前項の規定により転科を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い

並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

3 転科に関して必要な事項は別に定める。

第5章 授業科目及び履修方法等

(授業科目)

第18条 授業科目を分けて、教養科目及び専門科目とする。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

第19条 前条に定めるもののほか、教職に関する専門科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による授業効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業日数)

第20条の2 授業期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

(多様なメディアを高度に利用した学修)

第20条の3 文部科学大臣が別に定めるところにより、第20条の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修登録)

第21条 毎学年度の初め、学生は、履修しようとする授業科目を学長に届出なければならない。

2 他学科の授業科目を聴講しようとする場合も、前項の規定を適用する。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第22条の2 本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学、専門職短期大学又は大

学との協議に基づき、学生が当該短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学（専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。）又は大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学において修得したものとみなすことができる単位数は、前項及び第22条の3第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第22条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）により修得したものと合わせて15単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第22条の4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。
- 4 入学前の既修得単位の認定に関して必要な事項は別に定める。

（他学科における授業科目の履修等）

第22条の5 本学が教育上有益と認めるときは、学生は他学科において開設されている授業科目を履修し、その単位を修得することができる。

- 2 他学科における授業科目の履修等に関して必要な事項は別に定める。

（学修の評価）

第23条 学修の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

- 2 評点と評価基準は別に定める。

第6章 卒業等

（卒業の要件）

第24条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の各号に基づき、別表第1に定める単位を修得しなければならない。

(1) 総合生活学科

教養科目 12単位以上

専門科目 50単位以上 計62単位以上

(2) 食物栄養学科

教養科目 12単位以上

専門科目 50単位以上 計62単位以上

(3) 幼児教育学科

教養科目 12単位以上

専門科目 50単位以上 計62単位以上

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第20条の3の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(卒業)

第25条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第26条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第27条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	資格及び免許状の種類
食物栄養学科	栄養士免許証
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格

2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、別表第1及び別表第2に定めるところにより、62単位以上を修得しなければならない。

3 栄養士免許証を取得しようとする者は、別表第1及び別表第3に定めるところにより、63単位以上を修得しなければならない。

4 保育士資格を取得しようとする者は、学則第24条の規定によるほか、別表第1及び別表第4に定めるところにより、81単位以上を修得しなければならない。

第7章 入学検定料及び学納金

(入学検定料等の金額)

第28条 入学検定料は35,000円とする。ただし、大学入学共通テストを利用する場合の入学検定料は15,000円とする。また、併願出願、同時出願した場合は検定料割引制度

が適用される。

第 28 条の 2 学納金は、入学金、授業料、教育・施設充実費、実習費とし、別表第 5 に定める額とする。

- (1) 本学、神戸女子大学及び神戸女子大学瀬戸短期大学を卒業後、他学科に入学する者の入学金は半額とする。
- (2) 本学を中途退学した者又は除籍された者が再び同一学科に入学する場合の入学金は半額とする。
- (3) 学長が特に必要と認めた場合は、学納金を減額又は免除することができる。

(授業料等の納入時期)

第 29 条 授業料及び教育・施設充実費（以下「授業料等」という。）は、前・後期の 2 期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。

第 29 条の 2 実習費は、実習時期に応じて納入するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 30 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 31 条 休学を許可され、又は命じられた者については、休学期間中の授業料等は免除されるが、休学中の在籍料として半期単位で 6 万円を納入しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第 32 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料等を、復学した月に納付しなければならない。

第 32 条の 2 再入学した者の授業料等については、再入学した当該学年の授業料等の額とする。

(納付した授業料等)

第 33 条 納付した入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返付しない。

第 8 章 教職員組織

(職員組織)

第 34 条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員を置く。

2 本学に前項のほか、副学長、講師、技術職員を置くことができる。

第 9 章 教授会

(教授会)

第 35 条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第 36 条 教授会は、短期大学部長、教授、准教授、助教及び講師をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会又は短期大学部長が必要と認めたときは、職員の出席を求めることができる。

第 37 条 (削除)

第 38 条 (削除)

(教授会の審議事項)

第 39 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及びその他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 授業に関する事項

(2) 学生に対する学内諸規定に関する事項

(3) 学生の厚生補導に関する事項

(4) 学生の褒章に関する事項

(5) その他学生の教育及び研究において必要とする事項

(その他)

第 39 条の 2 その他教授会の運営に関し必要な事項については、学長が別に定める。

第 10 章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生及び単位互換生

(科目等履修生、聴講生及び外国人留学生)

第 40 条 本学の科目等履修生、聴講生及び外国人留学生を希望する者のあるときは、本学の入学資格に基づいて選考し、本学の授業に差し支えない範囲内において、これを許可する。

2 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

(単位互換生)

第 40 条の 2 他の短期大学又は大学との協議に基づき、当該短期大学又は大学に在学する学生が本学の授業科目の履修を希望するときは、本学の教育に差し支えない範囲内において、単位互換生としてこれを許可する。

- 2 前項の規定は、外国の短期大学又は大学に在学する学生が本学に留学する場合に準用する。
- 3 単位互換生の受入れに関して必要な事項は別に定める。

第 1 1 章 賞罰

(表彰)

第 41 条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

- 2 学生の表彰に関して必要な事項は別に定める。

(罰則)

第 42 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する言動ある者に対しては、学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 学業劣等若しくは疾病により成業の見込みがないと認められた者
 - (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由なく出欠席が定まらない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関するその他の事項は、別に定める。

第 1 2 章 図書館

(図書館)

第 43 条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する規則及び規程は別に定める。

第 1 3 章 公開講座

(公開講座)

第 44 条 地域社会の教育文化の発展に貢献するため、公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関して必要な事項は別に定める。

第 1 4 章 厚生施設

(保健室)

第 45 条 本学に保健室を置く。

2 保健室に関する規程は別に定める。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 平成4年度から平成12年度までの間、各学科の学生定員は、第2条に定める定員にかかわらず、次のとおりとする。

年度 学科	平成4年度		平成5～11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
服装科	150人	230人	150人	300人	80人	230人
家政科	500人	800人	500人	1000人	300人	800人
初等教育科	80人	160人	80人	160人	80人	160人

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 総合生活学科及び食物栄養学科の設置認可によって、平成 8 年度から平成 12 年度までの間、各学科の学生定員は、第 2 条に定める定員にかかわらず、次のとおりとする。

年度 学科	平成 8 年度		平成 9～11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
総合生活学科	350 人	350 人	350 人	700 人	180 人	530 人
食物栄養学科	200 人	200 人	200 人	400 人	100 人	300 人
初等教育学科	80 人	160 人	80 人	160 人	80 人	160 人

- 3 総合生活学科、食物栄養学科の設置認可及び初等教育学科への名称変更によって、服装科、家政科及び初等教育科の在籍学生については、それぞれの入学時の学則を適用するものとし、該当する学生が在籍する限り、それぞれの入学時の学則適用は存続するものとする。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条中レクリエーション・インストラクター資格取得に係る規定、第 22 条の 2、第 22 条の 3、第 22 条の 4、第 27 条中、入学金及び授業料に係る規定、第 27 条の 2 に定める規定は、平成 10 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 臨時的定員の延長認可によって、平成 12 年度から平成 16 年度までの間、各学科の学生定員は、第 2 条に定める定員にかかわらず、次のとおりとする。

年度 学科	平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
総合生活学科	350 人	700 人	258 人	608 人	231 人	489 人
食物栄養学科	200 人	400 人	180 人	380 人	180 人	360 人
初等教育学科	80 人	160 人	80 人	160 人	80 人	160 人

年度 学科	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
総合生活学科	204 人	435 人	177 人	381 人	150 人	327 人
食物栄養学科	180 人	360 人	180 人	360 人	180 人	360 人
初等教育学科	80 人	160 人	80 人	160 人	80 人	160 人

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
2 この学則の施行前に在籍する学生については、第17条の2の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、第52条第2項の規定及び別表第1（1）教養科目のうち「地域学入門」の授業科目については、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2 この学則の施行前に在学する学生については、第1条の2、第37条、第40条及び第45条の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2 第2条に規定する総合生活学科の平成27年度の収容定員は、次のとおりとする。

学科 \ 年度	平成27年度
	収容定員
総合生活学科	270人

- 3 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 28 条の入学検定料については、平成 29 年度入学試験から適用する。
- 3 第 2 条に規定する食物栄養学科の平成 29 年度の収容定員は、次のとおりとする。

学科 \ 年度	平成 29 年度
	収容定員
食物栄養学科	260 人

- 4 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、第 37 条の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、第 20 条の 2、第 20 条の 3、第 24 条第 2 項及び第 28 条の 2 の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条に規定する令和 3 年度の収容定員は、次のとおりとする。

学科 \ 年度	令和 3 年度
	収容定員
総合生活学科	220 人
食物栄養学科	180 人
幼児教育学科	180 人

- 3 この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、第 28 条に規定する入学検定料は、令和 2 年度から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行前に在学する学生については、第 22 条の 2、第 22 条の 3、第 22 条の 4、第 31 条を除き、なお、従前の例による。ただし、第 28 条の 2 第 3 号に規定する学納金の減額又は免除は、令和 4 年度入学生から適用する。